

平成27年6月1日

ソレイユさがみ 使用料納付時間の延長について

「相模原市立男女共同参画推進センター条例」第10条第1項に規定する使用料について、納付時間の延長を次のとおり変更しましたので、お知らせします。

使用料納付可能時間

平成27年5月迄（旧）	平成27年6月1日～（新）
9時～17時まで	火・金曜 9時～18時迄 火・金曜除く開館日 9時～17時迄

（事務局）ソレイユさがみ
電話：042-775-1775